

誌上相談室 Q & A

【テーマ】

いよいよ始まる「インボイス制度」
2023年10月1日の導入直前!
今押さえておきたい基本をおさらい



「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」は、その名の通り、請求書等に関する新しい制度です。インボイス制度がスタートすると、仕入税額（仕入れや経費などの金額に含まれる消費税額）の計算方法が変更されます。一般消費者には影響が出ないため関心が薄い方もいますが、事業者にとっては非常に大きな制度改革です。

スタート前に、ご自身の事業にどのような影響があるのか改めて考えましょう。

Q 「インボイス制度」について教えてください。

A 基本的に消費税の納付額は、「売上税額－仕入税額」となります。インボイス制度が始まると、今まで無条件に控除できた仕入税額のうち、インボイスに記載された税額だけが控除できることとなります。つまり、インボイスのない仕入れや経費などがあると、その分だけ納税額が増えます。ただし、簡易課税制度を選択している事業者はこの影響を受けません。

また、経過措置が設けられるため、インボイスがない仕入れや経費などであっても、2023年10月1日からの3年間は仕入税額にあたる金額の80%が、2026年10月1日からの3年間は仕入税額にあたる金額の50%が控除できます。

Q 免税事業者の場合でも、インボイスを発行するべきですか？

A インボイスを発行できるのは、課税事業者だけです。まずは、売上先がインボイスを必要としているかどうかで判断しましょう。売上先が個人（消費者）であれば、インボイスは不要です。

一方、**売上先が事業者（簡易課税選択、免税事業者、図1の制度利用者を除く）であれば、インボイスを必要としている**と考えていいでしょう。この場合、免税事業者のままで、売上先の納税額が増えますので、インボイスの発行を求められたり、値引き交渉や取引停止の話が出るかもしれません。まずは相手方と話し合うことが肝要です。

先に挙げた経過措置のほか、2023年10月1日から3年間は、免税事業者がインボイス発行事業者となった場合の「2割特例」も設けられますので、これらを考慮して今後の方向性を決めましょう（図1参照）。

図1. インボイス制度の2割特例

【2割特例】
売り上げに係る消費税額から
売上税額の8割

を差し引いて納付税額を計算

- ・仕入税額の実額計算不要
- ・業種に関わらず売上税額の一律2割を納付
- ・事前の届出が不要

引用元：国税局リーフレット「令和5年4月インボイス制度に関する改正について」

Q インボイスの記載方法を教えてください。さい。

A 図2を参照してください。赤字の箇所が現行の請求書等の記載事項に追加となる項目です。注意したいのは、⑤の消費税の端数処理についてです。端数処理は、**一つのインボイスにつき、税率ごとに一回ずつしか認められません**ので覚えておきましょう。

インボイス制度の影響は、事業者ごとに異なります。制度開始後に慌てないよう、登録を迷っている方、導入に不安がある方は、早めに顧問税理士や商工会議所の窓口専門家に相談することをお勧めします。

図2. インボイスの記載例

請求書

△△商事(株)
登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
:		
合計	120,000円	消費税11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

*軽減税率対象

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称 および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容
(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
(税抜きまたは税込み) および適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

引用元：国税庁リーフレット「適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－」



税理士
氏家 香菜子氏

【回答】当所窓口専門家
氏家香菜子税理士事務所（宮城野区幸町）